

【文京区】融資をあっせん、利子の一部を補給します!

中小企業向け資金融資あっせん

区内中小企業の皆様が事業経営の安定や経営基盤の強化に必要な設備の導入等を図る際に必要な事業資金の融資を低利で受けられるよう、取扱金融機関に対して、文京区が融資をあっせんする制度です。あっせんによる融資が実行された場合には、区が利子の一部を補給します。

※利子補給に関しては、文京区経済課 産業振興係（☎ 03-5803-1173）までお問い合わせください。

文京区の融資あっせんが受けられる方

- ①文京区内に主たる事業所（法人企業は本店登記も）を有し、区内で同一事業を引き続き1年以上営んでいること。（区内に本店登記はあるが営業実態がない場合や、本店登記の移転後1年未満の場合は対象になりません。）
- ②申込みをする日までに納付すべき（納期の到来している）住民税（法人の場合は法人都民税）及び事業税（個人事業者で事業税が非課税の場合は所得税）を完納していること。
- ③東京信用保証協会の定める「保証対象業種」を営んでいること。
- ④個人事業者にあっては、収入金額の過半数を当該事業から得ていること。
- ⑤許認可等を必要とする業種にあっては、その許認可等を受けていること。
- ⑥あっせんを受ける資金の使途が適正であり、かつ返済能力があること。

融資あっせん申込み・お問い合わせ

受付時間 月曜日～金曜日

午前9時30分～午後4時30分

受付場所 東京商工会議所文京支部

（文京シビックセンター地下2階）

電話番号 03-5842-6731

※創業相談のみ予約制です。

※申請には要件があります。

詳細は下記までお問い合わせください。

また、本事業についてのパンフレットは
下記で配布しています。



お問い合わせ先

東京商工会議所文京支部（文京シビックセンター地下2階）

☎ 03-5842-6731